

1940年上海土地記録引き渡し問題をめぐる日本と欧米諸国

—イギリス側史料の紹介を中心に—

安藤 正人

【要 旨】

20世紀の戦争や植民地支配がアジアのアーカイブズ状況にどのような影響を及ぼしたかという問題は、アーカイブズ学上の、また歴史学上の重要なテーマである。本稿は、1937年11月11日に日本軍が上海を占領し上海市政府が撤退した際、同政府土地局が国際共同租界工部局に土地記録312箱を預託した事実をとりあげ、この土地記録の返還をめぐって日本（ならびに日本の影響下で作られた上海特別市政府）と欧米諸国、とりわけ英米両国との間に繰り広げられた確執の経緯を、イギリス側史料を中心に紹介する。

この事件は、表向きは上海特別市政府が共同租界工部局参事会に対して土地記録の引き渡しを求め、最終的に工部局参事会がこれに応じて土地記録を引き渡した、という単純な出来事に過ぎない。しかし土地記録は、土地取引や財産権の確認など、土地行政全般に欠かせないという意味で行政記録としての一般的重要性を持っていたばかりでなく、当時の上海においては、「土地権利証書発行権に付随する名声と権威」の源とも認識されていた。その意味で、誰が土地記録を所管するかは極めて政治的な問題でもあった。そのため、土地記録の引き渡し問題をめぐっては、上海特別市（王精衛政権側）の背後にいる日本と、重慶の国民政府を支援する英米両国を中心とする欧米諸国との確執が、工部局参事会や上海領事団、とりわけ後者を舞台に二年あまりに渡って複雑に繰り広げられた。本稿は、その経緯を、あくまで「アーカイブズ史」の観点から紹介しようというものである。

【目 次】

はじめに

1. 事実経過
2. 上海土地記録引き渡し問題をめぐる相関関係
3. 記録引き渡し
4. 上海における他の記録押収状況

おわりに

史料編

はじめに

1937年11月11日に日本軍が上海を占領し上海市政府が撤退した際、同政府土地局は上海市の土地記録312箱を国際共同租界工部局に預託した。のちに日本の影響下で作られた上海特別市

政府は、工部局に土地記録の引き渡しを要求し、この問題をめぐって、上海領事団を主たる舞台に、日本と欧米諸国とりわけ英米両国との間に確執が展開される。1940年前後、つまりアジア太平洋戦争開戦直前のことである。本稿では、この問題の経緯を、イギリス側史料を中心に紹介する。

上海国際共同租界は、日本と欧米諸国ならびに中国が、直接対峙しつつ外交的な共存関係を維持していた特殊な社会である。そのような場で、1940年前後の時期に土地記録をめぐって比較的大きな政治的確執が繰り返されたことは、いろいろな角度から研究に値するであろう。しかし私の関心は、もっぱら、土地記録という行政の基本に関わるアーカイブズが、第二次世界大戦期にどのように取り扱われたか、という点にある。いわば「アーカイブズ史」としての関心である。いま私は、20世紀の戦争や植民地支配がアジアのアーカイブズにどのような影響を及ぼしたかというテーマに取り組んでいる。本稿は史料紹介の域を出ていないが、その一部としての位置を占めている。

1. 事実経過

1937年7月の日中戦争開始から約4か月後の1937年11月11日、日本軍が上海を占領する。国民政府の下にあった上海市政府は上海から撤退し、共同租界は「孤島」化することになる。その直後11月20日に、蒋介石の中華民国国民政府が南京から重慶へ移っている。

上海市政府は、撤退にあたり、市の重要記録類の一部を日本軍の手に渡らぬよう、諸所に隠したり預けたようである。たとえば後で述べるように、財政局の記録類はフランス租界に預けられ、ドアの外にカモフラージュのため「Kuo Feng法律事務所」という看板が掲げられたとされている¹⁾。

土地局が保管する土地記録は、11月29日から30日にかけて255箱、12月11日に追加57箱、合計312箱が共同租界工部局工務処に預託された。上海市政府の撤退後のことで、とくに追加57箱が預託されたのは、日本軍が「上海市大道政府」(市長蘇錫文)を設置した12月5日のさらに1週間後になるが、工部局工務処コミッショナーの名で発行された土地記録受領書は、第1回受け入れ、第2回受け入れとも上海市政府土地局宛てになっており、上海市政府土地局職員3名の名前が立会人として記されている²⁾。

上記受領書からは共同租界工部局に預託された土地記録の具体的内容はわからないが、後年

1) 上海市档案馆U1-4-1288 “Sino-Japanese Conflict: Miscellaneous” (【史料23】に掲載)

2) 上海市档案馆SMA/R1-9-19「交渉取回前市府寄在工部局之土地図籍卷宗」。第1回255箱の受領書(英文)は1937年12月2日付で、Commissioner of Public Works, Shanghai Municipal Council(上海共同租界工部局工務処)コミッショナーA.F. ギムソンからThe Acting Chief of Bureau, Land Administration Bureau, Shanghai City Government(上海市政府土地局局長代理)宛になっている。第2回57箱の受領書(英文)は1937年12月13日付で、差出人は同上。宛先は上海市政府土地局のY.T. Vanである。2通とも箱番号のみのリストと立会人の名前(工部局側3名、上海市政府土地局側3名)が添付されている。これから見る限り、上海市政府は名目上まだ持続していることになる。

地政局二十六年十一月未結案件登録冊

名 称	件 数	備 註
未歸卷文稿	四包	見整字清冊廿九号
全 上	一包	全 上
部照	三八九張	見整字清冊三十一号
升科土地証	一一三張	全 上
各厩溢地升科待送図稿	一一六一張	全 上
土地証	三套	全 上
永租契	五張	全 上
营造袋五七六四號	一件	全 上
各項征用土地卷	一五〇宗	全 上
营造収地卷	五二七宗	全 上
各冊永租契单据証図	二三七袋	全 上
到文	二六件	全 上
実測尚未完竣戸地図	六二張	見理字清冊十一号
各厩尚未製証簽認図稿	一六九張	見理字清冊十七号
已盖對訖章各厩証図	二九六張	全 上
繪製所有权状戸地々形図及図稿	三二張	全 上
殷行厩手續未全戸地々形図	五二張	全 上
請文図	三二張	全 上

1941年に上海特別市が作成した84冊の目録のうち、1937年11月時点での未決案件関連文書を一括して収めた『地政局二十六年十一月未結案件登録冊』1冊³⁾の最初の部分を示しておく。個々の文書の内容や性格を詳しく説明できないが、土地記録がどのようなものか、概ね類推することはできるだろう。

日本軍が作った「上海市大道政府」は、1938年4月28日に「中華民国維新政府督弁上海市政公署」と改称され、さらに1938年10月5日には「督弁上海市政公署」が廃止されて、元上海總商會會長傅筱庵を市長、蘇錫文を秘書長とする「上海特別市政府」が成立する⁴⁾。

その後まもなく10月28日に、上海特別市市長傅筱庵から同市土地局長に対し、共同租界工部局が保管する前上海市政府土地記録の返還交渉を開始するよう指示が出され、上海特別市土地局長は10月31日（または11月2日）に工部局工務処に最初の返還要求を行ったもようである⁵⁾。

3) 上海市档案馆SMA/R1-9-20

4) 『上海通史』第7巻。

5) 以下の事実経過は、イギリス国立文書館FO371/24683 (F2706/F3367/162/10) “Shanghai Municipal Council: question of land archives”；同FO371/24683 (F3367/162/10) “Shanghai Municipal Council: Land archives”；同FO676/451 “Shanghai Land Archives”；上海市档案馆R1-9-19「交渉収回前市府寄在工部局之土地図籍卷宗」；同R1-9-20「接收旧档弁法暨整理時期及事業經費」などによる。主な史料は「史料編」に掲載した。

工部局工務処コミッショナーA.F. ギムソンは、11月3日付け返書で、要請を上海領事団に伝達するとのみ答えている。

その後、市長傅筱庵は11月9日に共同租界工部局総裁ならびに総董に返還要求書を送ると同時に、駐上海日本総領事と上海領事団領袖領事(領事団長)のイタリア総領事に協力要請を行っている。さらに、翌1939年4月にかけて、工部局への返還要求と上海領事団領袖領事への協力要請をくり返している。

ところが、これに対する共同租界工部局や上海領事団の反応は、少なくとも史料上はほとんど見られない。工部局参事会がこの問題を積極的に議論した形跡はなく、まるで領事団に下駄を預けたような様子である。

上海領事団領袖領事は1939年5月29日に、市長傅筱庵の同年4月5日付け手紙(これは今のところ上海市档案馆史料にもない)に返書を送り、日本・イタリア両国の総領事とイギリス総領事と意見が分かれている状況に鑑み、領事団はアドバイスをする立場にないと通知している。少なくとも領事団内部ではこの問題をとりあげて議論していることが判明する。しかし、その後約一年間は事態が凍結状態になったもようであり、その間の史料も見出すことができない。

1940年3月、汪精衛(兆銘)が南京に「中華民国国民政府」を樹立する。それに力を得たものか、この頃から汪政権側に立つ上海特別市は、再度、土地記録問題を持ち出してその返還要求を本格化させたもようである。これ以降の動きは、上海特別市(南京政府側)に立つ日本と、重慶政府側に立つ英米両国との対立を軸にして、かなり複雑な形で進行する。詳細に述べると煩雑なので、重要な動きをかいつまんで年表風に記そう。

1940年3月28日 重慶駐在のイギリス大使、在上海イギリス総領事宛に電報を送り、土地記録問題の進展とアメリカ合衆国総領事の考え方を照会。

1940年5月23日 上海特別市市長傅筱庵、共同租界工部局に再度記録引き渡しを要求。また同日、上海領事団領袖領事に協力を依頼(土地記録の返還を“notify”(報知)するよう要請)。

1940年5月28日 上海領事団領袖領事、領事団は工部局参事会が土地記録を引き取る際、とくにそれを承認した事実はないので、工部局参事会は領事団の見解や承認を求めることなく記録引き渡しを決定すべきだという見解を表明。

1940年6月1日 重慶駐在イギリス大使、問題は高い政治問題化しており、工部局が土地記録を上海特別市に引き渡すことを決定すると、(工部局参事会を主導している)イギリスに対する重慶政府の批判が強まり天津の銀交渉にも悪影響が出るとして、在上海イギリス大使館に時間引き延ばしと米国との共同歩調を指示。

1940年6月4日 在重慶アメリカ大使、イギリス大使に米國務省の見解を伝達(本件は基本的にはローカルな問題。ただ記録引き渡しに賛成はしない)。また在上海アメリカ総領事、國務省の指示により領事団団長(イタリア総領事)に書簡を送り、本件に関し領事団は工部局参事会に対してアドバイスすべき位置に立つべきでないという意見を表明。

1940年6月12日 イギリス外務省、上海イギリス大使館に対し、本件ではできるだけアメリカの主導に従い、工部局参事会へはイギリス政府が何らかのアドバイスをするつもりがない旨伝えるよう指示。また、総領事から参事会議長に対し、イギリスはアメリカの完全なサ

ポートがなければ被占領地の中国政府権益を守るための日本との戦いに臨めない旨説明するよう指示。

1940年6月15日 日本国総領事、領事団領袖領事に書簡を送り、工部局参事会は領事団の見解や承認を求めることなく上海特別市への記録引き渡しを決定すべきだという5月28日の領袖領事見解に同意を表明。

1940年6月？日 オランダ総領事、領事団領袖領事に書簡を送り、土地記録問題は工部局参事会と上海特別市が相談して決めればいい、と提案。

1940年6月28日 North China Daily News、土地記録問題に関する記事を掲載。上海特別市への返還を支持。

1940年7月2日 ロイター通信、重慶中国政府の土地記録引き渡しに対する抗議と中止要求を伝える。

1940年7月3日 上海特別市土地局局長范永増、「土地局接收旧档弁法大綱」（312箱の土地記録引き取りにあたり「接收時之安全問題貯蔵問題」「整理方法」などについて定めたもの）を発表。

1940年7月4日 重慶政府外交部、土地記録引き渡し決定に対し抗議と中止要請を英国大使館に送る。

1940年7月5日 上海市土地記録312箱、工部局より日本総領事に引き渡される。

1940年7月24日 重慶の中国政府外交部、抗議文をイギリス大使館に送る。

こうして、各国を巻き込んだすったもんだの後、1940年7月5日に土地記録は日本総領事が受け取る形で上海特別市に引き渡され、一件落着となる。その3か月後、10月11日に上海特別市長傅筱庵が暗殺されるという事件が起こる。後任の市長は汪政権ナンバー2といわれた陳公博である。

なお、上海特別市に引き渡された312箱の土地記録は、後述のように、「臨時档案整理処」において7月18日より整理作業が開始され、翌1941年2月に目録84冊が完成したことが報告されている。

2. 上海土地記録引き渡し問題をめぐる相関関係

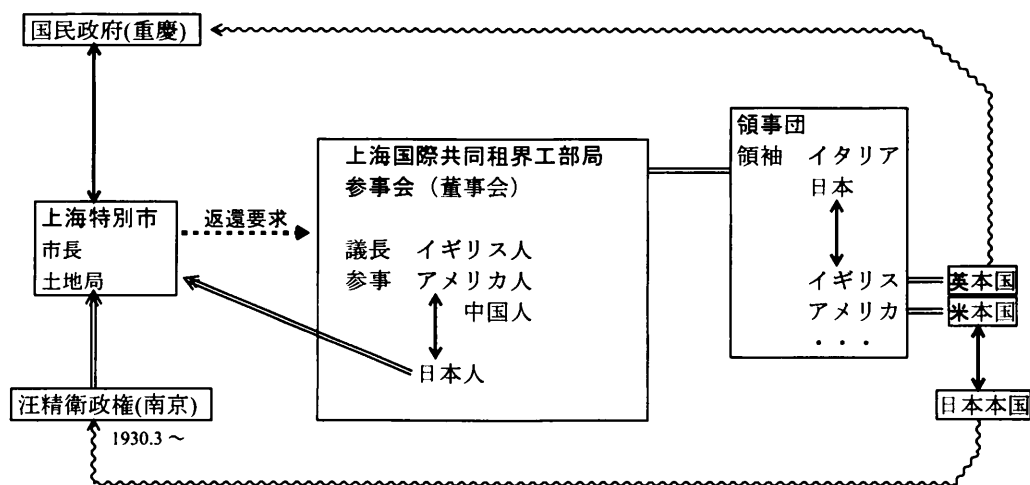
次の図は、上海土地記録問題をめぐる各関係者の相関関係を簡単に示したものである。これによりつつ、記録引き渡しに至る前の各関係者の主張・立場を順次見ていくことにしよう。

(1) 上海特別市

まず土地記録引き渡しを要求した当事者である上海特別市の主張の根拠を、上海特別市長傅筱庵の1940年（民国29年）5月23日付け上海領事団領袖領事宛て書簡（公函秘字第66号）に見てみよう（後掲【史料1】）。

上海特別市は、一貫して市長傅筱庵の名で前上海市政府が工部局に預託した土地記録の引き渡しを強く要求しているが、その根拠は、上記史料によれば次の3点である。

図：上海土地記録引き渡し問題をめぐる相関関係



- ①土地記録の有効性が持続しており、それ無しには土地事業の実施や財産権の確認が困難なこと。
- ②工部局は前市政府から単に保管委託を受けたに過ぎず、当該記録に対する権限が欠如していること。
- ③現市政府は上海市においてすでに2年間にわたる実効支配を行っており、土地記録承継の正当性を持っていること。

ちなみに、1940年6月28日付けNorth China Daily Newsは、「ある重要な問題」という見出しで、上海特別市の土地記録返還要求を支持する内容の記事を掲載している（【史料19】）。ここでは、「上海共同租界工部局が中国土地記録の安全保管を受け入れたことについては、いささかの批判の余地もありえない。もし紛争のまっただ中に置き去りにすれば、まちがいなく四散し、外国支配地域外の土地市場は完全な混沌状況に陥ただろうからである」とした上で、「傅筱庵が上海特別市市長となり、以来1年と9か月の間、状況が好転し、事態がそれなりに安定に向かっていることは否定できない」事実であり、また「重慶国民政府の威令がこの地に及んでいない」以上、「中国土地局記録を返還することによって、上海特別市は、外国支配地以外の地域に対し、適切な土地管理行政を確立することが可能になる」と主張している。そして逆に、「重慶国民政府だけが認めうる政府だという理由から土地記録を元のままに置いておくことは、技術的な外交的な考え方であって、そこからは不便と憤懣以外の何ものも得られない」と返還反対論を批判している。全面的に上海特別市の立場に立った論調といえる。

(2) 共同租界工部局参事会

次に、もう一方の当事者である共同租界工部局参事会について見てみよう。ひとことで言えば工部局参事会の立場は極めて不鮮明であり、自主性に欠ける。最終的には引き渡し賛成でまとまるが、参事会内部でどのような議論があったのかについてはあまり明らかでない。参事会の公式議事録である「董事会議事録」にも関連記事を見いだせない⁶⁾。間接的な史料はいくつ

かある。たとえば、【史料2】【史料3】がそれである。

【史料2】からは、参事会議長（W.J. ケズウィック、イギリス人）が、おそらくは参事会における日本の影響が強まることを恐れてのことであろう、土地記録引き渡し問題を参事会全体の議論とすることを回避し、領事団に検討を委ねようとする姿勢が見て取れる。また、上海特別市政府が土地記録の承継権を持っていることを否定するのは不可能との立場であることも明らかだ。

【史料3】からは、日本側が参事会に対し実際に圧力をかけている様子が看取できる。また非公式な会合によって、参事会の英米両国メンバーが引き渡しに合意し、重慶政府からの責任追及を恐れる中国人メンバーも、第三者を介してなら記録を引き渡してもよいとの立場であることがわかる。これをうけてのことであろうか、【史料3】の後半では、「参事会と市政府が合同で何らかの事務所を設立し、そこで記録を検査する」という提案が参事会からなされたもようである。イギリス総領事はこれに対し否定的な見解を記しているが、この提案については4日前の書簡（【史料4】）にも言及がある。そこには、日中戦争初期に当時の日本総領事（オカモト氏）がこの「共同運営」案を支持しているように見えたという記述があり、結果的に上海特別市市長の反対で実現しなかったものの、一定の現実性を持って検討された形跡がうかがえる。

（3）上海領事団

次に、結果的にこの問題について中心的な役割を担うことになる領事団の考え方を見てみよう。まず当時の上海領事団の状況について【史料5】を見ると、領袖領事（領事団長）であるイタリア総領事の次席にいるのはデンマークとオランダで、グアテマラ、キューバ、ベルギー、日本がそれに次ぐ位置にあるとしている。アメリカは「リストの最下位」ということである。

領事団の機能については必ずしも明らかでないが、【史料5】によれば「領事団は有効性の多くを失ったがなお、列強の見解を確認するのに価値ある存在」であり「日本の工部局参事会に対する圧力へのブレーキにもなっている」としており、一定の機能を維持しているようである。実際、土地記録引き渡し問題においては、かなり活発に動いており、各国の意見調整に役割を果たしている様子がうかがえる。

次に領事団の土地問題に対する見解だが、領事団長のイタリア総領事は、【史料6】に見られるように一貫して引き渡し賛成論である。

これに対し、ポルトガル総領事のように領事団長（イタリア総領事）の引き渡し論に積極的に賛成している領事もいれば（1940年6月8日付け上海総領事A.H. ジョージからイギリス大使館ノーブル卿宛て書簡）⁷⁾、フランス、ベルギー、オランダの総領事のように土地問題への関与を回避すべきだとする意見もあり（【史料4】【史料5】）、結果的に最後まで「領事団は意見の一致を見ない」（【史料4】）という状況が続いているようである。

（4）イギリス

土地記録を上海特別市に引き渡すことについて、イギリス政府内部に明確な反対論はないが、

6) 上海市档案馆編『工部局董事会會議録』第27冊、第28冊（2001年、上海古籍出版社）

7) イギリス国立文書館FO676/451

慎重論と容認論との間でジレンマに陥っている様子がうかがえる。いずれにしても、この問題に関して何らかの責任を負うことを回避したいというのがイギリスの本音であり、最後はアメリカに追従するかたちで、事実上、土地記録の引き渡しを容認することになる。引き渡し慎重論と容認論の背景を、それぞれ史料によって見てみよう。

まず慎重論の背景の第一にあげられるのは、重慶国民政府への配慮である。【史料7】第1項、第2項にあるように、土地記録問題は高度な政治問題化しており、記録引き渡しは重慶国民政府を刺激するという一般的認識がある。そのほかに、【史料7】第5項ならびに【史料8】第5項にあるように、天津銀交渉など外交交渉への具体的影響を心配する声もあったことがわかる。

第二に、土地記録を引き渡すことによって、上海の中国人銀行家・商人・地主に対する上海特別市政府すなわち王精衛政権側の権限が強化されることを心配する意見がある。【史料10】下線(1)の部分にあるように、土地記録を掌握するという事は、「土地処理の記録手続きにかかる費用」の徴収権や「土地権利証書発行権に付随する名声と権威」を獲得することであり、さらに「すべての土地関係文書を掌握することによって富裕層に不法ではあるが多大なプレッシャーをかけることができる」という利点も認識されていた。その点で、土地記録を上海特別市政府に引き渡すことは、【史料9】下線(5)の箇所にあるように、「デファクト政権(王精衛政権と上海特別市政府)に対し、この地域の中国人銀行家や商人、地主への、これまで持っていたよりはるかに大きな面目とコントロールを与えることになるだろう」と考えられたのである。

慎重論の背景の第三点としては、上海地域における日本の支配拡大戦略に対する警戒があらう。たとえば【史料11】を見ると、イギリス軍情報部からもたらされた日本語文書2通をイギリス大使館に伝達する書簡のなかで、上海のイギリス総領事は「これらの文書は、土地記録の返還、特別市法廷の管理変更などの要求が、南京傀儡中国政府の要求によるものではなくて、日本が傀儡政権を都合良く煙幕に使いつつ注意深く策定した計画の一部であることを示している」と述べ、土地記録の返還要求の裏には日本の策謀があるとの観測を記している。

次に、土地記録引き渡し容認論の背景を考察しよう。第一には、上海共同租界における対日駆け引きの問題が考えられる。【史料8】第4項や【史料9】下線部(1)～(4)、および(7)などにあるように、イギリスは参事会選挙で違法な手段を講じたことについて日本側に弱みを握られていると認識しており、また北部地域の警察権・裁判権の問題や西部地域における新警察問題などをめぐっても日本の圧力をできるだけ避けたい意向を持っていた。これらの問題の具体的内容については今詳しく述べることはできないが、いずれにしても、土地記録の引き渡しを拒むことによってこれらの重要問題に悪影響が出ることを恐れる声があり、それが返還容認論の背景のひとつになっていることが明らかである。

第二に、上海におけるイギリスの外交姿勢の基本は、日本との軋轢の前面に立たないということであり、そのため常にアメリカと歩調を合わせる必要があった。【史料7】第4項、【史料8】第6項、ならびに【史料10】下線部(4)などに見られるとおりである。アメリカは、後で見ると表向きは賛成も反対もしないという曖昧な態度をとり続けたが、これは事実上、土地記録の引き渡しを容認すること以外の何ものでもなかった。結果的に、アメリカのこのような姿勢が、イギリスの容認論を後押しすることになったと見られる。

第三に、中国国民政府に対するイギリス政府の猜疑心が記録引き渡し容認論の背景にあったと思われる。【史料10】下線部（3）に「今われわれに提起されている問題において、われわれは再び中国政府から彼らの権益を守ることを求められている。日本人による占領に抗し得ないという彼ら自身の無力の結果、われわれが多大なリスクを負わなければならないかたちで」とあるように、イギリス政府内部には、土地記録問題を中国国民政府から一方的に押しつけられたリスクであるとする認識があった。さらに「これまでもわれわれは中国の大義に同情して安全制限をはるかに越えた行動をとってきた。とりわけ天津では、中国人テロリストや中国の銀積立を守る立場をとったために、われわれは日本人との危険な衝突に追い込まれたにも関わらず、中国政府側からは何の感謝の印もなかった。われわれは上海では同じ罫にはまらないよう気を付けなければならない」とあるように、中国国民政府に対するあからさまな不信感さえ存在した。

第四に、【史料4】や【史料12】に見られるように、上海における既存の土地登記システムと地代算定基準を変更しないならば、土地記録を上海特別市に引き渡してもいいという考え方があったようだ。必ずしも積極的なものではないが、土地記録引き渡し容認論の背景のひとつといえるだろう。

以上見てきたような慎重論と容認論を抱えつつ、イギリス政府は最終的には対日安全策を優先して後者をとることになる。すなわち、【史料13】の1940年6月12日付けイギリス外務省指令電報にあるように、「この種の論争で一方に立つことによって、極東での政治的紛糾のリスクをこれ以上増やさないよう、できるだけアメリカの主導に従うようにするのが得策である」という基本姿勢にのっとり、「国際租界工部局参事会が租界住民にとってベストと考えるようにやればよく、イギリス政府は国際租界工部局参事会にアドバイスするつもりはない」という結論になったのである。土地記録問題に関して、イギリスはアメリカ合衆国に同調して傍観的立場に立ち、結果的に記録の引き渡しを容認したことになる。

（5）アメリカ合衆国

アメリカ合衆国の土地記録問題に対する考え方は、イギリス側史料から間接的に類推するしかない。【史料14】によれば、「参事会が、日本人または日本人の援助下にあるいかなる機関に対しても記録を引き渡すことについて同意する立場に立ちたくない」としているが、アメリカは、ほぼこのようなあいまいな姿勢に終始しているといつてよい。イギリスはアメリカのこのような姿勢について、同じ史料で「記録を傀儡組織に引き渡すことに反対」または「関係することを避け、参事会が自分自身で何事か決めても何も反対しない」という二つの解釈の可能性を示し、「後者の解釈がより妥当かと思われる」としている。また【史料15】でも、重慶のイギリス大使は「アメリカ合衆国政府は参事会が記録を引き渡すのを妨げるいかなる手段もとるつもりはないと結論づけるしかない」という判断を示している。まさにその通りであったろうと考えられる。要するに、土地記録を上海特別市ならびに日本側に引き渡すことについて、アメリカは消極的容認論に立っていると見られる。

（6）日本

日本は、いうまでもなく、上海特別市の背後にあって、事実上土地記録の引き渡しを要求す

る当事者的立場にあった。ただし、この問題で表向き日本が交渉の前面に立つことはほとんどなかったようである。イギリス側史料に残る公的書類としても、【史料16】の1940年6月15日付け上海日本総領事書簡がある程度だ。この書簡で日本総領事は、5月28日の「土地記録の市政府への引き渡しのため好ましい決定が行われるべき時が来た」という領袖領事見解に対し、当然ながら全面的同意を表明している。

一方で、日本は土地記録引き渡し実現のため、裏ではさまざまな形で工部局参事会への圧力を強めていたようである。たとえば【史料3】によれば、日本人参事会メンバーの話として、「日本軍当局は参事会が記録の引き渡しに失敗したことに大変怒っている。そして参事会に対し、もし記録が直ちに引き渡されないのなら市政府はそれらの記録を完全に無視し全く新しい証書を当該地域に関して発行することになろう、という最後通告を行うことを決定した」という情報を伝えている。

土地記録問題をめぐる日本の工部局参事会に対する圧力は、先に【史料11】を引用して言及したように、上海地域とりわけ共同租界における日本の支配権拡大戦略の一環としてとらえる必要がある。具体的には、これまたすでに触れたように、北部地域の警察権・裁判権の問題や西部地域における新警察問題、道路問題などをめぐる動きがあげられよう(【史料9】下線部(4)(5)など)。

(7) 中国国民政府(重慶)

重慶の国民政府は、土地記録問題を重視し、上海特別市ならびに日本側への引き渡しに強く反対してその中止を求めている。1940年7月4日付けのイギリス代表部宛て中国外交部メモランダム(【史料17】)によれば、「これらのアーカイブズは中国ならびに外国の業者と市民にとって誠に重要なものであって、もし偽りの組織に引き渡されたならば、あらゆる財産権が疑わしくなり、その危険は極めて甚大なものとなろう」とし、イギリス大使館が上海国際共同租界当局に働きかけて引き渡しを中止させるよう、強く要求している。

3. 記録引き渡し

(1) 引き渡しの経緯

中国外交部の抗議にも関わらず、土地記録の引き渡しは1940年7月5日に実施された。引き渡しの様子を詳しく伝えている1940年7月6日付けNorth China Daily News記事(【史料20】)によれば、7月5日午前9時前に日本領事館の代表と上海特別市土地局の職員が工部局に赴き、事務総長のゴドフリー・G・フィリップスならびに工部局土地調査局職員とともに文書保存庫に入って312箱の土地記録を確認。その後、6台以上のトラックを使い、約30回に分けて日本総領事館に輸送された。輸送にあたっては多数の警察官と日本人憲兵が警備にあたり、正午までにすべての輸送が終了した。なお、イギリス総領事の大使館宛報告(【史料18】)によれば、記録引き渡しにあたっては日本総領事から受取書が発行され、「日本総領事は口頭で従来のシステムをできるだけ維持する旨保証した」とされる。

（2）中国国民政府（重慶）の抗議と米英の返答

重慶の中国国民政府は、先に紹介した7月4日付けのイギリス大使館宛メモランダムのほか、土地記録引き渡し実施後に、改めてアメリカ大使館に抗議を行ったもようである。これに対し、アメリカ合衆国大使は本国政府より「（土地記録の引き渡しは）工部局参事会が決めるべき問題であり合衆国が干渉するのは適当でない。他の占領地域でも土地記録はデファクト政権に引き渡されている」と回答する旨指示を受けた由である⁸⁾。

イギリス政府も、アメリカにならない【史料21】のような返答書を国民政府外交部に送っている。そこでは、「問題のアーカイブズは中国政府当局が上海撤退を強いられた際に上海国際共同租界工部局に引き渡されたものである。工部局はこれらアーカイブズを領事団に照会することなく受け取り、これまで2年にわたって保持してきた。このような状況から、工部局がこれらのアーカイブズを保持し続けるべきかどうかを決定するのは工部局自身であり、実際、工部局はこれに関し何らの干渉も受けなかった、というのが、イギリス政府の見解である」とし、さらに「国民政府権力が撤退した中国の他の地域においても、当該地域の支配権を引き継いだ地方政権が、当該地域の土地記録を接収している」と付け加えて、上海特別市政府への記録引き渡しが例外的なものでないことを強調している。

イギリス側のこの返答に対して、中国外交部は7月24日に再抗議文を手交している。

（3）上海特別市政府における土地記録整理状況

【史料22】にあるように、上海特別市政府では臨時档案整理処を設置し、1940年7月18日から土地記録の整理作業を開始、翌1941年2月に目録83冊を完成している。また事変（1937年第2次上海事変）以前の未結案件文書は数量が多いので、とりあえず「未結案件登録冊」1冊として別に簡略目録が作成されている。これらの目録は現在、上海市档案馆で見ることができる。また土地記録の原本も、すべて確認したわけではないが、同档案馆に保存されているようである。

4. 上海における他の記録押収状況

（1）前上海市政府財政局記録の押収

日本軍の上海占領に伴うアーカイブズの避難、隠匿、押収などの事実は、土地記録以外にも存在した。史料によって判明するのは今のところ次の2件である。

1940年12月28日の警察報告書（【史料23】）によれば、1937年の日中戦争勃発直後、上海市政府財政局の記録類が、財政局第1課長のWoo Jin Sihによってフランス租界Bourgeat通りNo.54、No.360に預けられ、ドアの外にカモフラージュのために「Kuo Feng法律事務所」という看板が掲げられたという。これらの財政局記録は、後に日本側の知るところとなり、1940年12月23日から24日にかけて、日本軍トラックでシビック・センターへ持ち去られたという。

8) 1940年7月12日付け上海イギリス総領事から上海イギリス大使館アンドリュウ・ノーブル宛て書簡（イギリス国立文書館FO676/451）。

(2) 上海中国電力アーカイブズの押収

また1940年11月26日付け警察報告書(【史料24】)によれば、1937年の日中戦争勃発以後フランス租界ラファイエット通りNo.502に事務所を移転していた上海中国電力に対し、1940年11月23日、フランス警察をともなった4人の日本人憲兵による捜索が行われ、書類、会計帳簿、書庫の鍵などが事務所から持ち去られたという。

おわりに

公文書の承継に関する国際法が定められたのは、1983年の「国家財産、文書、負債についての国家承継に関する条約」が初めてであり、これは国家統治者の交替に伴う公文書の承継についての取り決めである。この条約では、「国のアーカイブズの一体性の尊重」「先行国から継承国へのアーカイブズの無償継承原則」「継承国のアーカイブズ尊重義務」などを定めている。もとより、これらの定めは1983年に新しく出てきた考え方ではなく、それまで広く認められてきた国際慣例や、先行国際法を土台にしている。そのひとつに、軍事占領下における占領軍の公文書押収権の問題がある。たとえば、戦時国際法の基本とされる1907年の「陸戦ノ法規慣例ニ関スル条約」の「条約附属書：陸戦ノ法規慣例ニ関スル規則」は、「規則第三部敵国ノ領土ニ於ケル軍ノ権力」のなかで「占領地国有動産・不動産の押収・用益権」を認めており、これには公文書も含まれると解されている。また、さらに古い1874年の「戦争の法と慣例に関するブリュッセル宣言」でも、占領者の被占領国法律行政尊重義務と同時に、占領軍による公金や公共財産等の押収・用益権を認めている。

上海土地記録引き渡し問題にあたって、戦時国際法に関わる議論や言及が行われた形跡は今のところ見られない。上海土地記録自体は、地方行政体の公文書であり、国際慣例や国際法が直ちに適用されるものではないためか、とも考えられる。しかし、上海国際共同租界を舞台にして、中国、日本、欧米諸国が関係した国際問題なので、国際慣例や国際法が関係者の念頭にまったく無かったとは考えられない。この点については、さらに史料の検討を進めていきたい。

また、本稿はもっぱら「アーカイブズ史」の観点からの史料紹介に終始したため、土地記録引き渡し問題の社会的背景や政治的影響について、ほとんど論ずることができなかった。この点では、アジア太平洋戦争開戦前の上海における政治的社会的諸相、とりわけ共同租界を中心に日本の圧力が強まる中で大きな問題となっている、警察権・裁判権をめぐる確執、あるいは道路建設に関する紛争などについて明らかにする必要があると思われる。今後の課題としておきたい。

史料編

【史料1】1940年5月23日 上海特別市市長傅筱庵から上海領事団領袖領事あて書簡(原文英文、安藤抄訳)(出典：イギリス国立文書館FO676/451 "Senior Consul Circular 152-G-VII"(1940.5.28)所収Despatch No.66, Character "PI"。中国語原文は、上海市档案馆R1-9-19所収)

〔公函秘字第六六号〕

1937年8月13日の事変勃発に際し、前市政府土地局はすべての文書、図書等、合計312箱を1937年11月と12月に運び出し上海公共租界工部局に保管を委託した。私は貴殿に繰り返し書簡を送り、工部局に対しこれらすべての文書を速やかに返還して我々が整理できるよう報知すべき旨要請してきた。また工部局に対しても別に同じ件で要請を行った。以来1年以上たつが、工部局からは何の明確な回答も受け取っていない。このことは我々がこの地域で土地事業を実施するのを困難にしている。また中国人、外国人の財産権にも深刻な影響を及ぼしている。

さらに、上記文書は前土地局によって上海公共租界工部局に委託されたものであるため、工部局が自らの文書と同様に保管することは不可能である。本市は成立以来ほとんど2年に及び、すべての中国人と外国人はこの間成されたことに感謝している。したがって、本文書の返還の主張は合法的かつ論理的である。工部局が我々への返還を拒否するなら、それは合理的な理由のないことである。

ここに再び書簡を送り、貴殿から工部局に対し、これら工部局が保管する文書をできるだけ近日の内に我々に速やかに返還して必要な整理に着手できるよう報知されんことを、心より望むものである。また、我々の土地政策上の利益と我々相互の間に存する友情に鑑み、我々の要請が無視されたり意図的に遅延されたりすることのないよう望むものである。（後略）

【史料2】1940年6月6日（上海イギリス総領事）A.H.ジョージから上海イギリス大使館宛て書簡（原文英文、安藤抄訳）（出典：イギリス国立文書館FO676/451）

- 1.（略）
2. 工部局参事会は市長からアーカイブズ返還催促の手紙を受領した。議長（W.J. ケズウィック）は領事団によって検討中とのみ回答した。
3. 私は議長から私信を受け取った。彼は、日本人参事は何時も参事会全体会での討議を求めるだろうし、参事会は深刻な混乱に陥りかねない。上海だけのためにも記録を引き渡す時が来たというのが彼の意見である。彼は、もし参事会が現市長政権と政治的財政的な交渉をする気があるのなら、市長政権に土地局運営の資格も認めざるを得ないではないか、という議論に反論することはほとんど困難と考えている。彼ら（現市長政権）は、上海の利益を政治判断の下に従属させるのかと参事会を非難しかねない。
- 4.（略）

【史料3】1940年6月25日（上海）イギリス総領事（A.H. ジョージ）から上海イギリス大使館宛て書簡（原文英文、安藤抄訳）（出典：イギリス国立文書館FO676/451）

- 1.（省略）
2. 6月22日にゴドフリー・フィリップ氏から聞いたところによれば、彼は2人の日本人参事会メンバーの一人であるオカモト氏から、日本軍当局は参事会が記録の引き渡しに失敗したことに大変怒っている。そして参事会に対し、もし記録が直ちに引き渡されないのなら市政

府はそれらの記録を完全に無視し全く新しい証書を当該地域に関して発行することになろう、という最後通告を行うことを決定したそうである。オカモト氏は(中略)そういう最後通告が送られることのないよう大使に影響力を発揮したが、参事会がこの件に関して早急な措置をとることが肝要だと述べた由である。

3. (省略)

4. 参事会議長W.J. ケズウィック氏の話によれば、参事会の英米メンバーが土地アーカイブズの件で先日(日曜)に会合し、記録の引渡しに賛成することで意見の一致を見た。彼らは中国人参事会員に接触。中国人参事会員は最初意見が割れていたが、その後、もし記録を直接デファクト政権に渡すと自分たちは重慶政権から裏切り者と見なされるが、まず第三者に記録を引き渡し、彼らの好きなようにしてもらおう形をとれば自分たちの顔も立つ、と提案した。

(中略)

5. 最後に、アメリカ合衆国総領事によれば、彼に対して次のような提案がなされている由である。すなわち彼と私が日本総領事に会い、参事会と市政府が合同で何らかの事務所を設立し、そこで記録を検査するという可能性はないか打診する、という提案である。(中略)この提案は参事会事務長によって提案されるたびに市長によって退けられてきたものである。ミウラ氏は疑いなくこれに賛成できない。よってこんな遅い時期でのこの提案は、われわれの時間稼ぎとしか見なされないかも知れない。私はまた、このような提案をすることが、私とバトリック氏がこれまでとってきた、この問題への関与を拒否する態度と首尾一貫しないのではないかという疑問もいささか持っている。(後略)

【史料4】1940年6月21日 上海イギリス総領事A.H. ジョージから上海イギリス大使宛て書簡(原文英文、安藤抄訳)(出典：イギリス国立文書館FO676/451)

1. オランダ総領事の領袖領事宛て書簡を同封する。
2. オランダ総領事は、領事団はアーカイブズの引取りについて何の相談も受けなかったのだから今回の事も二つの自治団体(参事会と市政府)が相談して決めればいい、と提案した。これはアメリカ合衆国総領事の意図よりも先を行くものである。
3. 以下は、領事団事務長E.A. ロング氏(領袖領事代理として来訪)との会談報告である。
 - ・領袖領事から傅市長への返事をどうするかについて相談した。
 - ・領事団はアーカイブズの引き渡しについて意見の一致を見ないので、工部局参事会に対し返還を指示することはできない、と回答すべきだと提案した。
 - ・また、市長の本件をめぐる参事会への対し方には何の協力的姿勢も見られないという印象を表明してもいいのではないかと提案した。たとえば、市長は西部地域における特別警察部隊の設置を待つことをアーカイブズ返還問題を進める前に同意してもいいはずである。それがうまくいかなければ、参事会と市政府の共同運営による土地局の設置の可能性を参事会と議論してもいい。この解決策は、領事団事務長にアピールする案である。なぜなら彼は日中衝突の初めの時期にこの構想を当時上海の日本総領事だったオカモト氏と話し合ったことがあり、彼はそれを良しとしていたように見えたからだ。しかし、このアイデアは参事会事務

長の手で何度も市長に示されたが、何の好意的な反応もなかった。おそらくかかるやり方は市政府に必要な「顔」を与えるものでないからだろう。

- ・最後に私は、ロング氏に対し、市長は参事会に文書の引き渡しを求めるにあたって、少なくとも1930年に参事会と市政府の間で非公式に合意された土地登記システムを勝手に変えないこと、ならびに地代算定基準は以前通りとすること、の2点について明確に保証すべきだと提案した。参事会のイギリス人メンバーはこの保証をとることをとりわけ重視している。

【史料5】1940年6月14日 上海イギリス総領事A.H. ジョージから上海イギリス大使館A. ノーブル宛て書簡（原文英文、安藤抄訳）（出典：イギリス国立文書館FO676/451）

（前略）

3. 道は二つ。沈黙か、（領事団）領袖領事にただ一言、市長の手紙が報知されるべきだと提案するか。
4. 私は、イギリス本国外務省指示の精神に沿って後者を選びたい気持ちだが、イタリア総領事を領袖領事として認めないでどうやってこれを伝えるかという問題が起こる。フランス、ベルギー、オランダの同僚は、このアーカイブズ問題は日本人と悶着を起こすだけの価値ある問題とは思わない、と声明している。（下略）
- 5-8. （略）
9. イタリア人の次に（領事団において）上位にある領事はデンマークとオランダ代表だが、どちらも後ろ盾の国がなく、領袖領事の跡継ぎとしては難しい。その次にくるのはグアテマラとキューバ、そしてベルギー、日本である。最も望ましいのはアメリカだがリストの最下位だ。日本を飛ばして彼を領袖領事にするには、日本は中国と戦争中だからという議論をする以外にないが、日本は怒るだろう。
10. 領事団は有効性の多くを失ったが、なお列強の見解を確認するのに価値ある存在である。ある程度、日本の工部局参事会に対する圧力へのブレーキにもなっている。国際租界に適用される土地法令においても領袖領事が条約締結国領事を代表して活動する機能を認めている。よってこの機関（領事団）は軽々しく廃されるべきではない。
- 11-13. （省略）

【史料6】1940年5月28日（カ）領事団領袖領事回章152-G-VII（原文英文、安藤抄訳）（出典：イギリス国立文書館FO676/451）

- ・市長傅筱庵の書簡を回覧する。
- ・この問題は領事団の各種会議やコミュニケのなかで議論されてきた。
- ・領袖領事としての意見は次の通りである。領事団が工部局参事会に対しこれらの土地アーカイブズを引き取ることを承認した事実はないのだから、今回参事会は領事団の見解や承認を求めることなく、市長傅筱庵の土地アーカイブズ引き渡し要求に応ずる決定をすべき時が来た。
- ・6月3日月曜日までにご意見を寄せられたい。

・(以下略)

【史料7】1940年6月1日 在重慶イギリス大使から(在上海)イギリス大使宛て書簡(原文英文、安藤抄訳)(出典:イギリス国立文書館FO676/451)

1. 記録を引き渡すという決定は当地(=重慶国民政府)に驚愕を与えよう。和らげるための時間が必要だ。よって領袖領事に時間を引き延ばさせるようベストを尽くされたし。(中略)
2. この問題は高い政治問題化している。慎重な取扱いが必要だ。
3. 決定を工部局参事会に任せることで非難から逃れようという提案は自らの目の中にゴミを投げ入れるのと同じだ。それではイギリス人参事会員がこの重要事に関して大使館に指導されていることをよく承知している中国人を納得させることは出来ない。
5. (4の誤りか)よってアメリカを引きずり込まないと、すべての悪評はわれわれの上而降りかかる。(中略)アメリカ大使の明確な方針表明を得ようとしているが、彼は依然としてワシントンからの指示を待っている。(後略)
5. 時間が必要な理由はこれだけでない。天津の銀交渉は今にも成功しようとしている。土地記録引渡しは中国人を到達点から引戻すことになりかねない。
6. だから出来るだけ事を引き延ばしてほしい。

【史料8】1940年6月5日 A. ノープル卿(上海イギリス大使館)からイギリス外務省宛て電報(原文英文、安藤抄訳)(出典:イギリス国立文書館FO676/451、FO371/24683)

1. 英米両国総領事の要請により、上海特別市市長から領事団領袖領事への手紙についての検討期間は6月15日まで延期された。
2. アメリカ合衆国大使はイギリス大使に対し、國務省は工部局参事会が出す決定について何らかの見解を示す用意があるという以上のことは言えないとしている旨伝えた。それに先立ち、國務省は、本件をローカルな問題と考えているが、そのことは記録をその政府に渡すのがいいという意味ではない、と述べた。
3. 一方、上海のアメリカ合衆国総領事はワシントンの指示により領事団領袖領事に手紙を送り、本件に関し領事たちは工部局参事会に対してアドバイスすべき位置に置かれるべきでない、と表明した。
4. 最近の参事会選挙でイギリスは日本側が憤るような方法でのみ多数を確保できた。よって参事会は要請を拒否することが困難である。ほかにも重要問題があり(たとえば西部地域の問題や警察を北部地域に戻す問題など)(返還を拒否すると)それらの交渉を困難にする恐れがある。
5. 問題は中国側(重慶政府)の反応である。彼らをして1934年交渉での合意事項から退行させる恐れもある。よって参事会のイギリス人メンバーは総領事と相談なしに行動してはならない。
6. 一方、アメリカ合衆国が、記録を引き渡さない場合に起こりうる責任を引き受けないことは明らかである。よって、(・・・ならば)(電文不明)、我々は単独で日本人の憤慨の矢面

に立たなければならない。良くて参事会におけるイギリスの立場を弱め、最悪の場合はアメリカのサポートなしに日本人との大騒動を引き起こすことになる。

7. かくて、日本人と中国人のいずれかの怒りを生むのは避けられない。（後略）

【史料9】1940年6月12日 上海イギリス総領事A.H. ジョージから上海イギリス大使館ノーブル卿宛て書簡（原文英文、安藤抄訳）（出典：イギリス国立文書館FO676/451）

- ・ 貴殿が (1) ここ数ヶ月間の日本による工部局に対する圧力に言及したことに関し、状況をもっとクリアにしようと努力したが、複雑で難しい。
- ・ (2) われわれが最後の手段をとって5議席を獲得し、日本は2議席しか獲得できなくて議席数がちょうど正反対に逆転したため（日本はわれわれがとった手段を完全に知っている。彼ら自身の手段もクリーンではなかったが）、彼らは工部局に対しあの手のこの手の圧力をかけ、自分たちの新聞を使ってイギリス人メンバーへの反対を繰り広げている。また日本と新政府への抵抗拠点と宣言された外国地域の返還を要求している。（中略）
- ・ 中国人参事会員は参事会の総会では反日本の立場を放棄するのではないかと考えられる。
- ・ (3) こういった圧力は枚挙に暇がない。最近も日本のリエゾン・オフィサーが参事会の議長を帯剣した完全軍服姿で訪ね、税関から横浜正金銀行に向かう途中の二人の日本人が強盗にあって負傷した事件から1週間たって、まだ工部局から日本軍への謝罪がないことについて驚きを表明した。
- ・ 日本人新参事会員のオカモトはすべての会議であからさまに反英的である。よって彼がいるとほとんど議論不可能。
- ・ (4) 工部局警察を北部地域に戻す問題をめぐる警察コミッショナーとの交渉では、日本の陸海軍当局は一貫して当該地域における日本軍の特別な位置を主張している。重慶側の任命した裁判所を認知することも完全拒否している。
- ・ ケズウィックは参事会議長就任以来、日本から、アメリカ人前任者と違って反日的だと責められている。
- ・ しかし、元上海日本総領事でのちに東京のアジア局経済部長になり最近アベ將軍の南京ミッションを組織したヒダカのような信頼できる日本人もいる。彼は上記のような見方を数日前私に示した。
- ・ 日本がイタリア参戦を機に国際事件を引き起こし共同租界とフランス租界に直接干渉する意図ありという噂（下略）
- ・ 中国政府はフランス租界にある銀行紙幣印刷機を撤去するよう指示（下略）
- ・ アメリカの意見は日本にとって間違いなく最大の妨げである。（中略）しかし上海の状況に関しアメリカに日本との問題で中心になろうという気持ちはないらしい。
- ・ （前略）(5) これらの記録を返還することによって、デファクト政権（王精衛政権と上海特別市政府）に対し、この地域の中国人銀行家や商人、地主への、これまで持っていたより、はるかに大きな面目とコントロールを与えることになるだろう。(6) しかし、もし彼らが全く新しい土地登記システム（最初は混乱するだろうが）を作らなければならないとしても、結局彼らがそのようなコントロールを獲得するのを妨げるのは不可能だ。(7) 圧力はもちろ

ん土地記録問題だけでなく、参事会と日本ならびにデファクト政権との間で行われている他の交渉、たとえば西部地域における新警察問題と財政・税金の困難な問題、それに北部地域における工部局警察の返還と地方裁判所の位置付け問題などにも及ぶだろう。(以下略)

【史料10】1940年6月7日 イギリス外務省J. プレナン卿意見 (原文英文、安藤抄訳) (出典：イギリス国立文書館FO371/24683)

(1) 土地記録の重要性は、いかなる中国人関にしても土地処理の記録手続きにかかる費用から収入を得ているという事実、また土地権利証書発行権に付随する名声と権威にある。さらに中国の土地事務所の場合は、すべての土地関係文書を掌握することによって富裕層に不法ではあるが多大なプレッシャーをかけることができるし、それは常に腐敗の巣でもあった。

(2) 被占領中国の他の地域では、われわれの知る限り、傀儡政権がもちろん土地記録を押収しており、天津でもほかのことを聞かないので彼らは同様のことを行っただと考えられる。上海では外国自治機関が記録を安全に保管することが可能だった。工部局はこの問題について意見が割れていた領事団の同意を得ることなしに自らの権限で行動したが、おそらくイギリスとアメリカの総領事の非公式承認は得ていた。工部局は土地証書を発行する法的権限を持っていないので、土地処理手続きは以来中断されたままだ。

(3) 今われわれに提起されている問題において、われわれは再び中国政府から彼らの權益を守ることを求められている。日本人による占領に抗し得ないという彼ら自身の無力の結果、われわれが多大なリスクを負わなければならないかたちで。これまでもわれわれは中国の大義に同情して安全制限をはるかに越えた行動をとってきた。とりわけ天津では、中国人テロリストや中国の銀積立を守る立場をとったために、われわれは日本人との危険な衝突に追い込まれたにも関わらず、中国政府側からは何の感謝の印もなかった。われわれは上海では同じ罫にはまらないよう気を付けなければならない。とりわけアメリカ合衆国当局の曖昧な態度を考えれば。

(4) 上海でとりうる唯一の安全な道は、できるだけオープンにアメリカのリードに従うことである。中国の憤りはアメリカ人一般に類似の感情を起こす傾向にあるが、危険なだけである。

思うに、(5) われわれの公式態度としては、国際共同租界の利益に関わる複雑問題を含むかような地域の事項について、イギリス政府は工部局参事会にアドバイスする用意はなく、参事会が租界住民にとってベストと考えるとおりによればよい、という態度をとるべきである。上海総領事はこの線にしたがって参事会に返答するべきだが、議長 (イギリス人) に対してなぜわれわれがもっと積極的なアドバイスをすることができないか、秘密裏に説明してもよい。この返答を受けて工部局参事会はおそらく土地記録を傀儡市長に引き渡すだろう。中国政府は厳しく非難するだろうが、このことはほどなく忘れられるだろう。広い政治的リアクションという点では、これで事は終わりだ。

1934年の交渉に言及することは不適切だ。あの交渉は、土地取引料ならびに、同国籍の外国人同士の土地取引に対する中国土地局の権限に関するものだった。中国政府は現在この種の事に干渉できる位置になく、将来のことは将来が決める。

返答文の草稿を提出する。

(署名：J. Brennan)

1940年6月7日

【史料11】1940年6月14日 上海イギリス総領事A.H. ジョージから上海イギリス大使館A. ノーブル宛て書簡（原文英文、安藤抄訳）（出典・イギリス国立文書館FO676/451）

- ・日本語文書を入手した。これらの文書は、土地記録の返還、特別市法廷の管理変更などの要求が、南京傀儡中国政府の要求によるものではなくて、日本が傀儡政権を都合良く煙幕に使いつつ注意深く策定した計画の一部であることを示している。これらの文書が本物ならば、日本の真の意図の邪悪な本性を露わにするものである。

（添付・日本語文書の英訳）

情報参謀グイン少佐から上海イギリス大使館宛（か）

- ・日本語文書2通を英訳したものを送る。日本語から中国語に訳したものをさらに英語に訳したので意味不明のところもあるが、実質的に本物と受け止めることができよう。日本語原文はない。
- ・本文書は1939年9月～11月に起こったことに関係しているが、日本の国際共同租界、フランス租界に対する計画を示している点で興味深い。（中略）
- 第1文書“MAIN POINTS OF THE WORK OF THE JAPANESE 13TH ARMY VIS-A-VIS THE SHANGHAI SETTLEMENT AND CONCESSION”（日本陸軍第13軍の上海共同租界ならびに仏租界に関する作戦の主要ポイント。内容省略）
- 第2文書“OBJECTIVES IN CONNEXION WITH THE REVISION OF THE JOINT DEFENCE SCHEME”.（合同防衛計画の改訂目的～「梅」機関（梅華堂）の役割、憲兵隊の活動目的、反日機関に対する工作、税金政策など。内容省略）

【史料12】1940年6月11日 上海イギリス総領事A.H. ジョージから上海イギリス大使館宛て書簡（原文英文、安藤抄訳）（出典・イギリス国立文書館FO676/451）

工部局参事会イギリス人メンバーとの会談報告

- ・イギリスだけが引き渡し拒否の責任をとるようなことは避けるべきだが、できるだけ時間稼ぎが必要という考え方で一致した。
- ・引き渡しの時が来たときには参事会は事前に領事団に対し手紙を送り、市長から既存の登記システムと地代算定基準を維持する旨の保証を得るべきである。少なくとも時間稼ぎにはなる。

【史料13】1940年6月12日 イギリス外務省から上海イギリス大使館A. ノーブル宛て指令電報（原文英文、安藤抄訳）（出典：イギリス国立文書館FO676/451、FO371/24683）

1. この種の論争で一方に立つことによって、極東での政治的紛糾のリスクをこれ以上増やさないよう、できるだけアメリカの主導に従うようにするのが得策である。
2. 必要なら総領事は参事会に対し、この種の問題は国際租界工部局参事会が租界住民にとってベストと考えるようにやればよく、イギリス政府は国際租界工部局参事会にアドバイスす

るつもりはないという考えを伝えるべし。

3. 総領事はケズウィック氏(参事会議長)に対し、アメリカの完全なサポートがなければ被占領地の中国政府権益を守るための日本との戦いに臨めない旨説明してよい。

【史料14】1940年4月24日 上海イギリス総領事A.H. ジョージから上海イギリス大使館ウィリアム G. ヘイター宛て書簡(原文英文、安藤抄訳)(出典:イギリス国立文書館FO676/451)

- ・アメリカ代理総領事バトリックは、米國務省から、同省は参事会が日本人または日本人の援助下にあるいかなる機関に対しても記録を引き渡すことについて同意する立場に立ちたくない、との返事を受け取った由である。
- ・これについて二つの解釈が可能である。アメリカは、(1) 記録を傀儡組織に引き渡すことに反対という解釈、または(2) 関係することを避け、参事会が自分自身で何事か決めても何も反対しない、という解釈である。確証はないが(2)の解釈がより妥当かと思われる。

【史料15】1940年6月4日 重慶イギリス大使(Keer)から上海イギリス大使館宛て書簡(原文英文、安藤抄訳)(出典:イギリス国立文書館FO676/451)

1. アメリカ合衆国大使は私に対し次のように通知した。アメリカ合衆国國務省は、参事会が領事団に相談なしに記録を引き渡そうとしたらアメリカ合衆国大使としてはどう行動したらいいのかという質問にたいし、國務省は参事会が出す決定について何らかの見解を示す用意があるという以上のことは言えないと回答してきた。それに先立ち、國務省は本件をローカルな問題と考えているが、そのことは記録を市政府に渡すのがいいという意味ではない、と述べた。
2. アメリカ合衆国政府は参事会が記録を引き渡すのを妨げるいかなる手段もとるつもりはないと結論づけるしかない。
3. イギリス本国外務省にこの旨伝えられたし。

【史料16】1940年6月15日 上海日本総領事からの上海領事団領袖領事宛て書簡(領袖領事回章174-G-VII所収)(原文英文、安藤抄訳)(出典:イギリス国立文書館FO676/451、FO676/451)

5月28日付け領袖領事回章152-G-VIIに関し、日本は土地記録の市政府への引き渡しのため好ましい決定が行われるべき時が来たという領袖領事の見解に全く同意である旨表明する。

【史料17】1940年7月4日 中国政府(重慶)外交部からイギリス代表部宛メモランダム(原文英文、安藤抄訳)(出典:イギリス国立文書館FO371/24683)

中国外交部はイギリス大使館に対し謹んで書を呈し、これまで外務大臣Wang Chung-hu博士とイギリス大使との間でくり返し話し合う機会が持たれてきた、上海国際租界工部局が保管

する大上海市土地管理局のアーカイブズの問題について、ここに言明いたすものである。7月2日付け上海発のロイター電によれば、上海国際共同租界当局は、上記アーカイブズの完全なるセットを偽上海市長の売国奴傅筱庵に引き渡す決定をしたとのことである。これは実にもっとも驚くべきニュースである。これらのアーカイブズは中国ならびに外国の商業者と市民にとって誠に重要なものであって、もし偽りの組織に引き渡されたならば、あらゆる財産権が疑わしくなり、その危険は極めて甚大なものとなろう。よってイギリス大使館は、速やかに上海国際共同租界当局に働きかけ、上記のアーカイブズを日本とその傀儡に引き渡さないようにされたい。

また中国政府は、この件に関しすべての権利を留保している旨宣言する。中国外交部は、アメリカ大使館への通知に加え、ここに謹んで本メモランダムをイギリス大使館に送付し、その適切な処置を求めるものである。ご返答をお待ちする。

(中国外交部公印)

【史料18】1940年7月6日（上海総領事）A.H. ジョージからイギリス大使宛報告書簡（原文英文、安藤抄訳）（出典：イギリス国立文書館FO371/24683）

1. 土地記録は昨7月5日、上海共同租界工部局から日本総領事に引き渡された。手順は工部局参事会事務長と日本総領事の間で話し合わせ、書面交換はなされなかったが日本総領事から受取書が発行された。市政府土地局のMr. Van（工部局に引き渡されたときの責任者でもあった）が立ち会った。日本総領事は口頭で従来のシステムをできるだけ維持する旨保証した。
2. イギリス人土地所有者代表は工部局に対し何も述べないことを決定したと理解するが、明らかに工部局の手を離れたことに満足のような様子である。North China Daily Newsも返還に好意的である。これがどの程度イギリス人の意見を反映しているかはわからないが、記録引き渡しは状況進展のためにやむを得ざる事として受け入れる空気である。
3. 中国系新聞の反応は、違法を指摘するが概してマイルドである。日系新聞と日本大使館スポークスマンの反応は（中略）。上海前市長Mr. O.K. Yuiから強い抗議があった。

【史料19】1940年6月28日 North China Daily News記事（原文英文、安藤抄訳）（出典：イギリス国立文書館FO371/24683）

「ある重要な問題」

地域問題として最近とみに重要になっている二つの問題のひとつは、1937年の中日紛争勃発時にWe Tehchen市長から上海共同租界工部局に預けられた中国土地局記録の返還を上海特別市が要求している問題である。他のひとつは、国際共同租界とフランス租界における中国裁判所の最終的な運命の問題である。前者に関し、本紙は1938年7月22日付けで次のように書いている。

土地市場にとって障害となっているのは、中国当局の土地局が機能を停止していることで

ある。土地証書の発行は論外かもしれないが、領事館職員の協力によって業務を続行する方法を見出せることがわかっている。正式な土地局を再建することは急務であり、事態が正常に戻れば必要な組織を迅速に立ち上げることが可能だと思われるし、その際には多くの不利益が解消されるものと期待される。

この記事は上海周辺がいまだに危険で、状況がまだ尋常でないと認識されていたときに書かれたものである。しかし、同年10月に傅筱庵が上海特別市市長となり、以来1年と9か月の間、状況が好転し、事態がそれなりに安定に向かっていることは否定できない。上海共同租界工部局が中国土地記録の安全保管を受け入れたことについては、いささかの批判の余地もありえない。もし紛争のまっただ中に置き去りにすれば、まちがいなく四散し、外国支配地域外の土地市場は完全な混沌状況に陥っただろうからである。受け入れは、賢明で中立的な措置であった。ただ、工部局が保管責任を引き受けて以来、いまや状況は変化した。この点が認識され、本港近郊を統治しているデファクト政権がその機能を果たせるよう、あらゆる便宜が図られることが望まれる。

この種の問題は純粋に現実的な観点から考えるべきである。中日間のどこに同情の余地があるかは問題ではない。この種の問題は、現実の状況を見て真っ正面から対処するべきだ。重慶国民政府の威令がこの地に及んでいないのは事実である。(中略)

中国土地局記録を返還することによって、上海特別市は、外国支配地以外の地域に対し、適切な土地管理行政を確立することが可能になる。したがって、土地記録を工部局の安全管理のもとで共同租界に残すべきだという主張は、上海特別市が行政を行う上で小さからぬ不便をもたらすことになる。(中略)

重慶国民政府だけが認めうる政府だという理由から土地記録を元のままに置いておくことは、技術的な外交的な考え方であって、そこからは不便と憤懣以外の何ものも得られない。記録を上海市の現政府に引き渡すことのみが、よい結果を生み出す唯一の有効な解決策である。(後略)

【史料20】1940年7月6日 North China Daily News記事 (原文英文、安藤抄訳) (出典：イギリス国立文書館FO371/24683)

「S.M.C. (上海公共租界工部局)、土地記録を移送箱を運び出すトラックで工部局構内は混雑の様相」

上海共同租界工部局と傅市長の間で、その取扱いにつき交渉が長引いていた工部局保管にかかる土地証書は、昨日午前、さりげなくしかし手早く、工部局から日本総領事の手を経て市長のもとに移送された。

トラック群は早い時間に行政ビル構内に入った。そして工部局の文書保存庫から、証書類を納めた312個の箱が積み込まれた。旧土地局に属する家具類も積み込まれた。

これら重要荷物のトラック積載にあたっては、日本領事館の代表と中国人吏員が立ち会った。一般人の構内立ち入りは入口付近に張られたロープで規制され、見物人はわずかなスペースから、多数のクーリーが荷物を忙しげにトラックに運ぶのを興味深げに覗いていた。

使用されたトラックは明らかに6台以上だったが、旧土地局の証書・記録類をすべて日本総領事館に輸送し終えるまでには、Foochow通り側入口からおよそ30回ほどの搬出が行われたと見られる。積み込みは数人の警察官の監督下で行われ、終了までにはほとんど午前中いっぱいかなかった。

日本領事館の代表と市長の新土地局局員は、午前9時少し前に工部局事務総長のゴドフリー・G・フィリップス氏を訪問。後から工部局土地調査局の職員も加わって開錠された文書保存庫に入った。そこで、封印され番号付けされた証書類の箱を点検したのち、これらの箱はトラックへの積み込み場所へと持ち出された。なお、箱の封印と番号は、前市長によって付されたものであることが確認された。

多数の警察官が建物の外側に待機し、アーカイブズがHongkewに移送される間、予備役を含めて多くの警察官がこれを護衛した。アーカイブズは、Hongkewで上海特別市警察の管理下に移された。昨日、証書類の公式輸送に参加した警察官の指揮官はH.M. Smythe大尉であった。

証書類の輸送には日本人憲兵も参加した。一部の者はトラックの上立ち、他の者は踏み台に上がって活動を行った。

午後遅く、以下のような短いアナウンスメントが工部局によって行われた。「土地局記録の日本総領事館への引き渡しは、本日7月5日午前、工部局によって実行され、正午までに引き渡しが完了した。」

【史料21】1940年7月22日 イギリス代表部から中国政府外交部宛て返書（原文英文、安藤抄訳）（出典：イギリス国立文書館FO371/24683）

メモランダム

イギリス外交代表部は謹んで中国外交部に書を呈し、上海特別市土地管理局アーカイブズの市長傅筱庵への引き渡しに関する中国外交部の7月4日付メモランダムについて申し上げる。

（本国から）受け取った指示に従い、本外交代表部は以下のように説明させていただく。問題のアーカイブズは中国政府当局が上海撤退を強いられた際に上海国際共同租界工部局に引き渡されたものである。工部局はこれらアーカイブズを領事団に照会することなく受け取り、これまで2年にわたって保持してきた。このような状況から、工部局がこれらのアーカイブズを保持し続けるべきかどうかを決定するのは工部局自身であり、実際、工部局はこれに関し何らの干渉も受けなかった、というのが、イギリス政府の見解である。

これに関連し、あながち不適切ではないと思われるので以下のことを付け加えたい。すなわちこれまで知られる限り、国民政府権力が撤退した中国の他の地域においても、当該地域の支配権を引き継いだ地方政権が、当該地域の土地記録を接收しているということである。

イギリス外交代表部、重慶

1940年7月22日

【史料22】1941年2月17日 上海市政府地政局から市長陳(公博)宛て報告(原文英文、安藤抄訳)(出典:上海市档案馆R1-9-20)

- ・昨年7月に接收した312箱の档案につき、臨時档案整理処において7月18日より整理作業を開始し、このたび点収清冊83冊を完成した。事変以前未結案件は甚だ多いのでとりあえず未結案件登録冊1冊として、点収清冊84冊とともにここに提出する。
- ・附件(添付資料):点収清冊83冊 地政局未結案件登録冊1冊

【史料23】1940年12月28日 警察報告書:日本当局によって押収された前上海市政府財政局の記録とファイルについて(原文英文、安藤抄訳)(出典:上海市档案馆U1-4-1288 "Sino-Japanese Conflict: Miscellaneous")

- ・12月24日付け地元新聞によれば、1937年の日中戦争勃発直後、前上海市政府財政局の記録類は、廃止された財政局第1課長のWoo Jin Sihによってフランス租界Bourgeat通りNo.54、No.360に預けられ、ドアの外にカモフラージュのために「Kuo Feng法律事務所」という看板が掲げられた。
- ・1940年12月23日午前7時30分にWoo Jin Shihと3人の日本人がNo.360に到着し、数百冊の文書を3台の日本軍のトラックでシビック・センターへ持ち去った。
- ・同日午後3時に彼らはNo.54にやってくる、約200箱の文書をトラックでシビック・センターに持ち去った。この移送は24日午前10時30分までかかった。
- ・フランス警察は後になって知らされ、ラファイエット通り1200番地のWoo Jin Shih宅を尋ねたところ、同居人からWooが行方不明で、おそらく誘拐されたと思われる旨知らされた。
- ・信頼できる筋からの情報によれば、Wooは最近王精衛政権に加わり、文書の引き渡しにあたって10万ドルの報酬を受け取ったとのこと。
- ・押収記録は現在シビック・センターの市政府建物にある。

【史料24】1940年11月26日 警察報告書:日本軍憲兵隊による上海中国電力アーカイブズの押収について(原文英文、安藤抄訳)(出典:上海市档案馆U1-4-1288 "Sino-Japanese Conflict: Miscellaneous")

- ・上海中国電力はもとNantoにあり、1937年の日中戦争勃発以後フランス租界ラファイエット通りNo.502に事務所を維持している。
- ・1940年11月23日午前11時30分にフランス警察をともなった4人の日本人憲兵が同事務所を捜索し、書類、会計帳簿、書庫の鍵などを持ち去り、何物も事務所から動かさないように警告した。
- ・フランス警察の中国人刑事が現在現場で捜査中である。